

No.10

# 入善町 議会だより

発行者

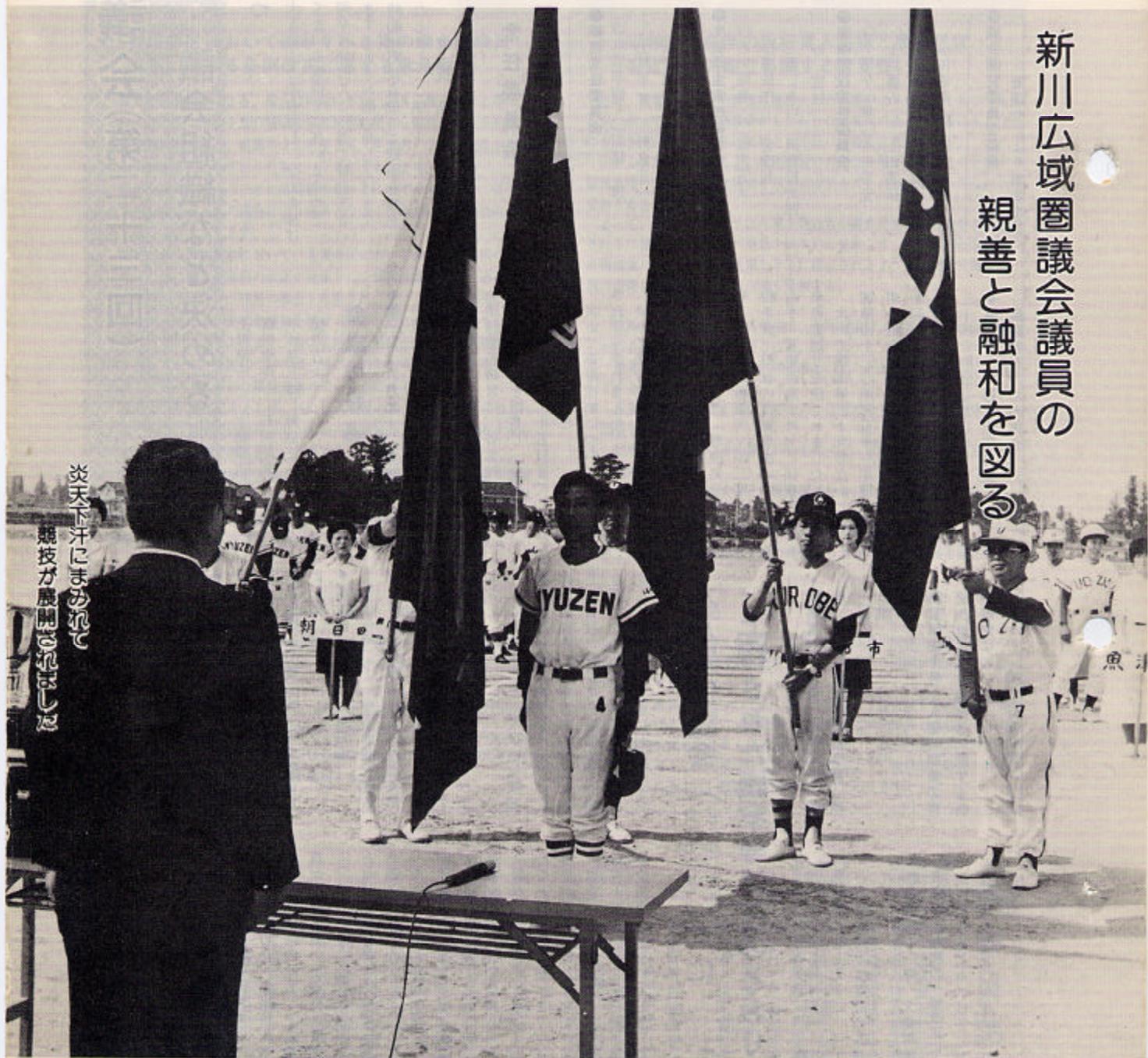
富山県入善町議会

TEL 0765-72-1100

発行	入善町議会議長 上野 幸一
編集	入善町議会だより編集委員会
印刷	田中印刷所

新川広域圏議会議員の

親善と融和を図る



炎天下汗にまみれて  
競技が展開された

ソフトボール開会式（選手宣誓）

# 六月定例議会(第二十三回)

## 議会組織など決める

### 就任のあいさつ



議長 副議長

大きいことを自覚し、全力を捧げてまいり覚悟でございますので、何卒皆様方のご指導ご鞭撻下さいますことをお願い申し上げます。時節柄町民各位のご健康を祈念いたしましてご挨拶いたします。

議長 上野 幸一  
副議長 上島 藤吉

### 常任委員会

●委員長 ○副委員長  
(順不同)

#### 総務常任委員会

●真岩幸作 ○岩場 俊  
上野幸一 野島正一  
前田勇作 米島一信  
嶋田久之

#### 文教厚生常任委員会

●石川昭男 ○福沢万次  
杉澤長作 金田利一  
三賀しさい 岡島松次郎  
谷 雪枝

#### 産業建設常任委員会

●小林与三雄 ○本田幸光  
上島藤吉 上田義信  
長島啓太郎 五十里浅吉  
浜田幸晴 坪野利場

#### 議会運営委員会

(兼議会だより編集委員)

上野幸一 上島藤吉  
真岩幸作 石川昭男  
小林与三雄 野島正一  
福沢万次

### 会議の経過

●第一日 六月二十二日(火)  
午後一時六分本会議を開会し、議事に先立ち第二十二回議会以降の議会に関する諸般の報告があり、会議録署名議員に、谷雪枝議員、石川昭男議員を指名し、会期を六月二十二日より二十五日までの四日間と決定しました。

次いで寄附採納についてが上程され了承されました。

続いて報告第三号昭和五十年年度入善町継続費繰越計算に関する報告について、及び承認第三号専決事項承認について(専決処分第三号入善町駐車場条例)の二案が上程され、町長の提案理由の説明があり、質疑討論が終って採択の結果原案通り可決されました。

次いで議案第三十九号ないし議案第四十三号昭和五十一年度入善町一般会計補正予算(第二号)ほか四件が一括上程され、町長より提案理由の説明があつて午後一時三十分散会しました。

●第二日 六月二十三日(水)  
議案審査のため休会

●第三日 六月二十四日(木)  
午前十時十二分本会議を開き、町政一般に対する質問を議題となし、質問通告のあつた五十里議員、岩場議員、本田議員、前田議員、真岩議員、浜田議員、杉沢議員、小林議員、金田議員 から町政全般にわたつて、町長に対し問題点を質し午後三時三十分散会しました。

●第四日 六月二十五日(金)  
午後一時二十一分本会議を開き第一日目に上程されました議案第三十九号ないし議案第四十三号の五案について質疑がかわされ、討論採決の結果原案通り可決されました。

次に請願第二十一号ないし請願第二十二号及び陳情第十号の、三件が上程され提案理由の説明があり、質疑が終つて内容審査の慎重を期すため所管の常任委員会に付託し、閉会中の審査に付すことに

## 六月定例議会(自六月二十二日 至六月二十五日)に 上程された議案等は次のとおり

- 議案第三十九号 昭和五十一年度入善町一般会計補正予算(第二号)  
追加 一、二、五〇万円  
現計予算額三億、九八七万円
- 議案第四十号 入善町職員の子供休業に係る給与等に関する条例制定について
- 議案第四十一号 入善町国民健康保険税条例の一部改正について  
地方税法施行令の改正に基づき税率等の改正、税率の改正は次の通り

決しました。

次いで議員提出議案第三号ないし議員提出議案第四号の二案が提案され、意見書二件を可決関係機関へ働きかけることと致しました。引き続き追加日程として私約交代に伴ない副議長の辞職許可についてが上程され可決、副議長の選挙が行なわれ投票の結果、上島藤吉議員が当選、続いて議長の辞職許可についてを可決、議長の選挙が行なわれ投票の結果、上野幸一議員が当選されました。

次に委員会の所属変更についてが上程され、常任委員の所属変更がなされました。これに伴つて委員長、副委員長の辞職許可があり委員長、副委員長のそれぞれ選挙が行なわれ指名推薦により、正副委員長が決定いたしました。

以上の全案件が議了し、午後二時五十分、第二十三回入善町議会定例会を閉会いたしました。

藤川本対面委員会委員の

現行 改正後

- 所得割 三・五% 三・六%
- 資産割 三〇% 二八%
- 均等割 五千七百円 六千円
- 平等割 七千五百円 八千円
- 議案第四十二号 低開発地域工業開発促進法施行に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について
- 低開発地域の適用期間が二ヶ年間延長され、指定の日から十六年間となりました。
- 議案第四十二号 宇の区域の変更について(上原地区上野西工区舟見野地区舟川東工区)
- 圃場整備事業に伴う宇の区域の変更をなすもの
- (その他の案件)
- 報告第二号 寄附採納について

件数 二十一件

- 現金換算二九六万六、八〇〇円
- 報告第三号 昭和五十年入善町継続費繰越計算に関する報告について
- 入善中学校建設事業費で昭和四十八年度からの四ヶ年継続費で十一万五千円を過次繰越して翌年度で執行することになりま

- 専決事項承認について(専決処分第三号 入善駐車場条例)
- 中央駐車場の設置、料金の徴取運営管理等の条例、運営管理については入善商工会に委託
- 議員提出議案第三号 各選挙区において選挙すべき果の議会の議員の数に関する条例改正に関する意見書

議員提出議案第四号 昭和五十一年産米の政府買入価格と農業経営安定施策の確立に関する意見書

- 議長 議員の辞職許可及び議長選挙について
- 副議長の辞職許可及び副議長選挙について
- 委員会の所属変更について
- 委員長副委員長の辞職許可及び委員長副委員長の選挙について

- (請願陳情)
- 請願第二十一号 左近橋架け替えに関する請願(舟見地区)
- 請願第二十二号 東洋紡績入善工場周囲緑地早期舗装方請願
- 陳情第十号 入善セントラルパーク設立補助について陳情(常任委員会付託開会中の審査)

# 一般質問と答弁(要旨)

## 入善中学校の建設を急げ

五十里浅吉議員

- ① 海岸保全や漁港の建設等、沿岸漁業の振興に努力されておられることには感謝している。しかし、護岸堤を越渡する海水が、農作物に大きな被害を与えている事は見逃せない。これが対策のため早急に護岸堤の設置を要望するものですが、所信を承りたい。
- ② 先般PTAとの懇談会で、教

育の平等・公平についての意見が出され、教育格差を強く指摘されました。教育内容に格差があつてはならないことは勿論、施設面においては、西中学校に比し格差のあることは申すまでもなく明らかである。入善中学校建設についてのお考えをお聞かせ願いたい。

町長

① 沿岸の農地の塩害については承知している。稲作の塩害防止を含めて、国土保全の立場から護岸堤を二重に入れるという長期計画

が立てられている。現在入っているものは背後に人家があるということなので優先したわけですが、この後吉原に五基、八幡、横山に一基、五十里、田中に四基入れる計画でいる。全線に副堤を確保し、その後グリーンベルト(防潮林)をつくる。このようなことで塩害というものが防げるのではないかと考えている。

② 西中学校からみると教材教具については不公平はない。施設面に於いて考っていることは否めな

いし、老朽化していることも事実です。再来年飯塚黒東小学校の建設に掛りたいと思つてゐる。それが終わった時点で舟見中学を残すか或いは入善と統合するか、何れかに意見を整備し舟見中学校と考へて進めて行きたい。場所については西中学校のような条件、環境の整つた理想的なものにするには困難だろうと思つてゐる。

## 教育施設の格差是正について問う

岩場 俊 議員

- ① 教育設備面からみた教育格差の影響については、PTA、教師の双方から大きな関心をもつて当局の出入を見守つてゐる現状である。初期中等教育の場での体育の向上は知能指数の向上に重要な役割をもつといわれる。従つて体育施設の完備が望まれるし、視聴覚教育施設についても然りである。入善中学校の建設が五十四年以降になるとすれば、その間どのような格差是正について応分の措置を講ぜられるか具体的な考えをお聞かせ願いたい。
- ② 中央駐車場と同時期に完成されたセントラルパークは満車ですが、中央駐車場は閑散としている。町内にある特定の企業への通勤者その他が無料駐車場を利用するということは許されない。企業の責任で解決されるべきであり、当局の強力な行政指導を望むものである。ショッピングと同時に家族でくつろげる広場をもつたショ



護岸堤に威力を発揮した浪

ッピング街を合せて駐車場問題を考えねばならないと思う。その展望が町当局、商工会にあるかどうか伺いたい。駐車場の時間を午前六時三十分から午後八時までとしているが、夏冬の時差があつても然るべきだ。商工会への委託料は町からいくら出されるか、又採算をとるためにどの程度の利用者を見込んでおられたのか伺いたい。商工会は管理費をどのくらい負担されるか、定期駐車料金は安くはないか、通勤者用の無料駐車場を有料化する考えはあるか、更に駐車場を増設する考えはあるかどうか、合せて伺いたい。

町長

① 施設は別として教材教具には絶対格差はない。学校設備には追加補正予算を合せて二千三百万円みている。この内八百万円を入善中学校にかけて整備をして参りたい。グラウンド、体育館が小さいながらも、いろいろな大会には新川ブロックの代表として出場している。必ずしも施設が良いから良いというものではない。要は子供達の根性であり、父兄の皆様の理解であり協力であり又指導される先生の情熱であるということが大きく係わってくるのではないかと思っている。

② 中央駐車場は商店街のための駐車場という考えが町民の皆様にあるようですが、これは全て町発展につながるもの、消費者行政につながるものだと思っている。有料化後の利用度は激減しているが、他町の駐車場も例外ではなく一定の期間は止むを得ない現象だろうと思う。駐車料金をとっているのは、繁雑に駐車する車を整理するための整理券だとお考え願いたい。ファミリー的なショッピングについては充分考えている。路上駐車は社会道義に、もともとのあり損じむようPRして行きたい。駐車時間については仰しやる通り検討させていただきたい。通勤者のための駐車場づくりは、この後も急がなければならぬと思っている。



利用を期待される中央駐車場

今後の広域行政

本田 幸光議員

① 入善町を走る国鉄沿線は、一〇・六キロメートル、面積にして約二〇万平方メートルと聞いているが、この沿線に雑草が生い茂り害虫の発生源になっている。沿線の田圃に被害が出ているようだが、当局はこの事態を把握しておられるかどうかお伺いしたい。又病害虫の防除や雑草の草刈り等を徹底するよう呼びかけていただきたい。

② 東部畜場が七月一日より業務を開始するが、これで一応新川広域圏組合が発足された時の懸案事項が完成することになる。今後の広域圏事業の計画と完成した施設の維持管理、運営等についてお聞かせ願いたい。更に広域圏事業推

進に鑑み朝日町との合併、或いは宇奈月町をも含めた合併についての考えがあればお聞かせ願いたい。

町長

① 農作物の病虫害発生は潜伏地とも目される国鉄沿線の雑草除去については、町としても毎年、国鉄の保線関係へ要請を続けているが、残念ながらその対応は誠に誠意に欠けるものであり、困却している。町としても農協とタイアップして対応策を進めて参りたい。沿線農家の方々も、自らの自衛のために、防除というものに力を注いでいただきたい。

② 昭和四十六年に新川広域圏組合が発足されて以来、消防センターをはじめ着々と事業が進められて、東部畜場も間もなく採算が開かれます。今後計画されており

ますものには、総合教育センター温水プール、郷土博物館、婦人の家、国民宿舎等の建設事業、気象観測所の誘致というものがありますが、各町共に財政事情の緊迫している時でもありますので、この種の事業計画を立てておりますが実施は遅れるか、当分は出来ないのでないかという感じをもっている。合併問題については、個人的な考え方として申し上げますが広域圏事業も進んで参りまして、入善朝日も同様の条件におかれておりますので、双方の住民、特に議会の皆様の意見が整いますれば良いのではないかと考えております。出来れば宇奈月町も含めた、下新川が一つになってくれること

が好しいことであると思っている。再質問

東部畜場へ入る道路が狭いように思うがどうか。

町長

ご指摘の件については充分承知している。出来るだけ早い時期に道路の整備をして参りたい。

工業団地を

つくる考えはないか

前田 勇作議員

① 町の中心部にある鉄工業や伊具、建築業等の企業を一つにまとめた工業団地をつくる考えはないか。

② 青島地内を流れる用水に保安柵を設置願いたい。

町長

① 富山市では木材、ガラス、医薬品、石材業等の臭気や騒音といったような問題のある企業を集めて、異業種団地というものをつくっている。団地をつくるには、ただ集まるだけでは効率は低いし、補助や融資、減免の措置をとって貰えるようなことを考えねばならないと思う。又場所の選定にも問題点がある。入善は農業振興地域で、農地の転用はきびしくしており困難だろうと思う。このようなことを考えながら調査を進めてみたいと思っている。

② この用水については、道路と川面までの高低差が大きく、危険であると感じている。最も危険な場所には、昨年既に保安柵が設けて

ある。土地改良区の農道舗装事業の中にも保安柵が組み込まれているようですが、農道舗装もさることながら、保安柵も急ぎたい。

防火対策について

町長の所信を問う

真岩 幸作議員

① は場整備が農地を主体に事業をなされた結果、今まであった曲りくねった川はほとんどなくなり常時流れる水も少なくなつたために、火災に対して心配しておられる所が随所にあります。防火用水の確認をされると共に、用水がどこから流れてどこに水門や取り入れ口があるのか知らない人がほとんどだと思えます。防火用水の経路の指導を願いたい。

② 地下水による防火対策であります。水道の水源地を利用して防火用水の水道管を埋設して適所に消火栓を取り付ける必要があると思う。防火貯水槽一基造るとしても一八〇万円もかかる。地下水の利用が場所によっては得策かと思う。町長の所信を問う。

③ 昔、田舎裏で薪を炊いていた頃は、どの家庭にも火の用心の札が貼ってあった。大変良い事であったと思う。現在もそれに代るべきものが必要であると思う。一旦火事になりますと、気が動かし満足に電話をかけられない人が多いと聞きます。火災を起こさない心構えが必要であり、また年寄子供でも速早く消防署に連絡出来るように、これ等を総合したもので現

在の家庭に合ったものを作り、各家庭に配り、取りつけさせてはどうか。さらに、家庭の消火器の指定や補助などについて見解を問う。

① 従来曲りくねった川は迷惑で非常に効率が悪かった。然し全部家々の下に廻って連絡して非常にそう云う意味では、環境保全とか防火に非常に良かったのは事実で、現在整然と用排水が整備されたので、むしろ利水、防火用水の面では都合が悪くなったと云えるのではなからうか。は場整備されたあとの防火用水の経路、先ずそこから水門をもつてどのよう

に取るか、その事の趣旨徹底と消防の任務に振りますもの或いは区長さんを始めその地区の指導に当ります方には、徹底を願っておかなければならないと思っております。また下流の人家密集地帯は必ずしも用排水が都合良く入っておりません。手直しを要するものかなりあります。県等と相談してこれを進めて行きたい。

② 地下水を利用しての消火栓でございすが、これは現地を良く見まして自噴をしているような地帯では消火栓と云うものが可能だと思ひますが、どのような構造にするか……ひとまず今は農村総合モデル事業の中で、防火水槽を四十三箇所考へております。あと二、三年で完了を見たいと思つております。高これで足りない分は町車で防火水槽を造ります。防火用水槽密集部落の中で造りますので用地の確保に困難を来たすので、地元で用地は強調されて提出をお願いしたい。

③ 火災の場合は、一一九をすばりいれてもらうと非常電話ですから普通電話と違い出るまで鳴ります。この事を良く理解し今の消防署への通報は、更に一一九と云う事を徹底して行きたい。消火器に対する補助金ですが、どの町もつけてないと思ひますが、少しでもつければ徹底する訳で、つけられるかどうか研究して見たい。初期消防に役立ちますために、そのための消火栓、一一九の急報等が一番大切だと思ひます。

近時地方公務員の贈賄汚職事件が相次いでいる為、自治省は本月十日付をもって、各都道府県知事に対し訓戒厳正を厳しく求めた事務次官通達を出したと、新聞テレビは報道致しております。たしか町長の手許にも通達文書が届いておる事と思ひます。誠に遺憾至極に堪えない所でありませぬ。

町内職員の服務について  
町長の平素の心境を問う

浜田 幸晴議員

この事に付いては県庁職員を主体としておりますが、市町村役場職員をも見逃す訳にはいかないと思ひます。当局に於きましては日頃職員一同が袖木町長のもとに、分使一体の体制を堅持しながら、町民の良き奉仕者として榮々として勤勉服務されている事に感謝の意を改めて申し上げる次第です。

警察庁の調べ、自治省の報道によれば、今年一月一日から六月初めまでの五カ月間の全国で摘発した贈賄事件は、三十五都道府県で事件々数五十九件、取賄公務員百二十八名(うち逮捕者七十四名)昨年同期の二倍強となつておりと報じており、自から率先して法律を守るべく公務員が、地域住民の不信を招くような行動は断じて許されないと、本員は痛感致すものであり、かりそめにも司直の手を煩わすような事件行為が発生したとすれば、町長はどのような処置を講ぜられるか、平素の心境をお伺ひしたい。

町長

事務次官通達は本日参りました。浜田議員のご指摘の通り、入善町職は極めて健全な、且つ公務員の禁じられておる行為など一切越脱する事のない常識のある組合活動を致しております。これは先ず議會を尊重し、また指導に当ります私を信頼し、自からの職務を理解しておると私は受けとめており、組合の正常な活動には協力をおしまないつもりです。他の所で違法行為があつたにしても、入善町職は一度もありません。この事を私は極めて高く尊敬し評価しております。また待遇については入善町の財政の限界があるが、限界のないものについては出来る限りの事はすると云う自信をもつてもらいたい。次に贈賄事件の事例を上げての指摘ですが、入善町ではこのような事にならぬようチェック致しますために、例えば工事の設計をした課以外の課の技術職員が検査をする、或いは出納室に審査係長を置いて不正のないように致してあり、かりそめにももしあつたと致しましたら、直ちに懲戒免職と云うきびしい手続きを取ります。

河紀重正につきましては当然文書をもちまして適当な時期に配布致しております。

昭和五十一年産  
米価対策について伺う

杉沢 長作議員

昭和五十一年産米価問題について

では身近にして、且つ重大な問題である。本員は昨年米価要求実現全国大会に町議会の一員として参加し、今更ながらこの問題の重大さを痛感した次第であります。日本武道館に於ける自民党の米審委員長の発言内容を総合して、その一旦を言わしむるならば昭和四十八年度八十万トンの余剰米が出ておる。その後も増加の一途であり食管会計の赤字は更に二千億の増加がある事を報告されたのである。静かにしのびよる社会環境の変化これは見逃がす事のない事実である。五十年産入善町余剰米二万二千俵である。五十一年産余剰米は今から一万俵が見込まれておると聞く。農業経営者の基盤の安定を考へるならば、経済の水位は自給のバランスにあり、政府はこの際休耕保証費を現在の二・五倍位に引上げるべきである。米作地帯に出身の諸先生方に強く進言すべきであり、政治経験豊富な我が町長にお願いしたい。

町長

五十一年産米価について、昨年の米価運動に参加された体験を身に照し、実態をつかんでの質問ですが、日本人の食糧の自給率が満たされておると云うのは食用小麦粉の輸入と云うものを基調にして一〇〇%と云つておりますので、輸入しながら片方で休耕した者には一〇〇%の当りいくら保証と云う矛盾した行き方をしておる問題は入善町について申しますと銘柄米いわば奨励品種と云います。一う



住民より切望されている消火栓

まい米」作り、これに対する銘柄格差金これをしつかり取る運動これが目的の大きな問題であると思ふ。格差金が四百円ではなく、四千円も五千円もあると云う事が入善町の一番大きな要素の一つではないかと考えています。次に食管会計は別の意味で考えてほしい。

入善町は米どころの地であること云う事、この米価が通りますよう自治体が一括になつて適切な協力と運動を進めたい。特に入善がどの町よりも強く強調して参りたいと思います。

黒四ダムの安全性と

水防対策について尋ねる

小林 三雄議員

① 去る六月八日県の防災訓練が町に行なわれ、備えあれば憂いなしのたとえ通り、誠に充実した見ごたえのある訓練であり、計画をされた町長始め関係職員に深甚なる敬意を表します。今月初旬のニュースにアメリカの西部アイダホ州テイトン川のダム崩壊が報ぜられた。誠に考えも及ばない事故で人ごとではありません。我が町も黒四ダムをかかえているので「アマに火をいけている」と云う話があるが、黒四ダムが崩壊すると云う事はありえないと考えているが絶対にないと言ふ保証もない。三万町民の生命財産を守る責任ある町長は、不安をもつ町民が一人でもあるならダムの安全性を確固たる信念をもって立証されたい。仮に先の八・一一水害のような出水が

あった場合、現在の堤防で万全を期せられるかどうかお尋ねしたい。② 水稲の種子の確保について、今年の稲作をふり返つて大きな特徴が見られる。優良銘柄米の作付が大巾に増えた事、つまり越路早生、越ヒカリの作付が増え、豊年ハツカオリ等が減少した。このため今年の春の種子の確保に非常に苦労した訳で、評価の高い入善米の確保のため優良な種子が用意されなければならぬ。種子の確保に万全を期されているか問う。

① 入善町で行なつた県の総合防災訓練の知事の公表は高く評価をして嬉えられました。テイトン川のダム崩壊は事前に通報致しておりましたので何んとかとどまつた。あれは土で固めたダムであつた。黒四ダムはコンクリートで固めたドーム型アーチ式ダムであります。常識的に考えますとコンクリートで固めたものが強いと感じをうけます。安全性については会社独自で定期的にチェックする所定の観測員と観測結果を常時報告し実情を把握しており、地震など特に厳格に把握し通報する事を義務付けております。次は監督官庁による検査、建設通産両方が二年内至三年に分れましてダムと発電所内の定期立入検査を致しており、物事に私達は一〇〇%完全とはだれも云えないと思つて。しかし黒四ダムがあると云う事で常に注意をおこたらないでおりますが絶対安全だと確信しております。次に水防

につい大丈夫かと云う事でござい

ますが、絶対要注意とチェックして

る所は、水衝部で二箇所、飯積

堤の所、また高さ不足の所等があり、これは大洪水で異常な災害が

来た時にはと云う意味で、五十年

に一回かあるかなしの予想しての事でありませぬ。

② 種子不足により各戸で苦しい

思いをされた事は事実で、これを

大きな体験として今から準備して

おります。今年越路系に九三%作

付がなされ「うまい米作り」徹底

された事はよろこばしい。

農政課長

町長の答弁に付け加えますと、

来年に予測される種子の確保は絶

対に期待通りのものを準備致し、

二期待にそえます。

再質問

期待してくれと云う事ですが、

具体的に云いますと入善町全体の

水稲種子は百六十トン余りで、破

断に直しますと二千七百俵と考え

られます。今年のように来年は各

方面へ行かなくてもいいと考えて

政策をねつておられるのか。

農政課長

財政危機打開策

について

金田 利一議員

① 昨今の地方税や地方交付税に

おきます人件費や物品費など、い



安全性が望まれる黒四ダム

はよく事が大切である。また国が実施する施策と自治体が責任をもつ施策は明確にすべきである。尚補助金の削減、自治体自身が適格に事業に使用出来る財源確保が不可欠であると思つて、こうした関連に立つて地方財政危機の抜本的打開策について町長の所信を問う。

② 県議定数増減問題は地域発展や住民生活向上など、県政に意見を明確化する役割を果たす責任は言葉で申すまでもありません。今後の下新川が一名減つた場合を仮定し、現行定数下新川が三名にとどまるよう、町長の工作など積極的な考えがないかお伺いしたい。

③ 幼児の水死事故の内容を見ますと、農業用水、防大用水が主体であります。水死事故を防ぐには保護者の注意が勿論必要であります。町に於いても危険箇所を一つ一度再点検して危険な場所を防護し、次期世代を託する子供の人命尊重を町政の柱に行政を強く進める事を期待しているのか、町当局の考えをお聞かせ願いたい。

町長

① 町として効率の高い補助事業の獲得に務める事、地方交付税率を引き上げます事、或いは市町村にも公共事業の融資の拡大をしつてもらう、町債の償還になつておりますなどの財政運用の妙を得た運用をする事を第一位に、自治体自身と致しましては職員給料を安くするのでなく人件費をおさえる事、経費を合理化し節約する事が大事であり、計画財政を堅持しな

ついで

い

い

い

い

い

い



がらやります事業も緊急度と効率の高いものを検討し財政難の中から効率を高めて参りたい。

抜本的な打開策をと云われますが、自治体には限界があります。仕組まれた枠の中で最善をつくし堅実な県の支出金、町の起債と云うものを獲得し財政難を切りぬきたいと思っております。

② 県議会議員の定数は県議会議員自から定めることであり、今一度下新川の定数は現行どおりにしてもらいたいと議員提出という形で議決をして頂き、三町揃いまして各関係機関にお願いと同時に厳しく実情を訴えて頂きたい。私は、私の出来るだけの力におきまして積極的に一名減の事は食い止めたいと思っております、出来るだけのご指導とご協力を願う。

③ 幼児に限らず水死事故に気を配らなければならぬ問題でございますが、私は幼児に対しては柵は作ります。いくら柵を作っても「柵にたよらず、注意にたよれ」と標語の通り、小さい子供は一瞬の内に事故を起こすので、親の注意が一番だと思ふ。保育所や学校等に標語をまじえたPRをし、危険な個所から順次保安柵を作つて参りたい。

**各選挙区において選挙すべき県の議会の議員の数に関する条例改正に関する意見書**

昨年の国勢調査による、県人口の増に伴い、議員定数の増やすということにつき、6月の議会で定数問題に関する特別委員会を組織され、調査研究をなし、審議のうえ来年3月(年度内)までに定数を改正する方針を打ち出しておられるということでもあります。

定数を増やすということには異論のないところでありますが、若干の人口差が生ずることの理由により減員となることのないよう特別のご配慮を願うものであります。

昭和49年2月県議会において、各選挙区において選挙すべき県の議会の議員の数に関する条例の改正が提案され、慎重審議の結果、過疎地は行政需要が多いという特別の事由を考慮され、単に人口比例のみによる定数改定を避けて、県勢発展を謀られましたことには万ごうの敬意を捧げて参ったのであります。特に当地域は地勢上からも県内随一の面積を有しており、行政については、県ご当局の指導のもとに郡内三町相提携して着々と広域的な開発を進めているところであります。

このような実状を考へる時、仮にも当地域の議員定数に変更を加えられるならば、過去の経緯等にもかんがみ、地域住民の秘意を無視するものであつて、絶対に許されない行為であると存じます。

県の議会議員の選挙区定数については、ただ単に人口比率の基本数値のみで決定することなく、あらゆる角度から検討され、公選法第15条第7項の、但し書にいう地域間の均衡等を充分考慮し、地域住民の意志を尊重され、当選挙区の現行条例定数を変更しないよう強く要望するものである。

**提 案 理 由**

新聞報道によると、昭和50年の国勢調査を基準として、県議会の各選挙区の議員定数を改定することが、検討され年度内に結論を出すということでもあります。

このような事態は、ただ単に人口比例で算定することなく過去の経緯及び地勢等、県下随一の面積を有する当地域の行政需要のあることを考慮に入れ、公選法第15条第7項の但し書を採用し、当選挙区の現行条例定数変更に対しては、強く反対を要請するものであります。

**昭和51年産米の政府買入価格と農業経営安定施策の確立に関する意見書**

近時、農業の見直しや農業生産拡大への気運がようやく高まりつつあるが、かつての高度経済成長がもたらした農業への歪みの影響はあまりにも大きく、現実の農業は依然として低い所得に止まっている。

かかる事態を放置すると、農業経営の将来は一層不安定なものとなり国民食糧の供給も重大な局面を迎えるに至ること火を見るより明らかと言わざるを得ない。

よつて、政府におかれては今後米穀政策や農業経営安定政策等を決定されるに当たっては、従来の発想を根本的に見直して、再生産の出来得る所得確保のための基本的政策を早急に確立されるよう、下記重点施策事項の実現を議会の決議により強く要請する。

記

1. 昭和51年産米の政府買入価格は、所得補償による再生産の確保がはかれる適正価格に引き上げること。
  2. 農業を国民食糧の安定的供給産業として、その基本的な位置づけを確立すること。
  3. 良質米の生産奨励を促進するため、取種減等を考慮した米価体系の改善をはかること。
  4. 政府買入れ米の基準数量の枠を拡大し、米の消費拡大施策を強力に実施すること。
  5. 農畜産物の需要拡大とその需給調整ならびに流通機構の近代化をはかること。
  6. 生きがいのある農村生活環境の整備と社会保障制度の充実。
- 以上地方自治法第99条第2項の規定にもとづいて、意見書を提出します。

**提 案 理 由**

生産資材価格の高騰、生活費の上昇のほか長期不況による兼業収入の減少などで、農家経済は非常に圧迫され、再生産の確保が危ぶまれる状態におかれております。

51年産産者米価については、農民が安心して再生産を営める適正価格に引き上げるとともに、食糧事情が国際的に緊急課題とされている今日、わが国農業を取りまく諸状況もきびしく、これを打開するためこの際農業を産業としての基本的な位置づけを図るよう、画期的な政策を速やかに確立されるよう、政府に要望するものであります。

**議 会 日 誌**

▼4月	自27日	新川広域圏事務組合議会
至28日	議員県外優良施設視察(飛騨地域行政事務組合)	
▼5月	自6日	富山県町村議会議長会優良町
至8日	村県外視察(那智勝浦町)	
自6日	議会だより編集委員会	
▼6月	自13日	議員全員協議会
至17日	第二十二回入善町議会臨時会	
自19日	富山県町村議会議員研修会(於富山県市町村会館)	
▼7月	自21日	下新川郡議会議長会県外視察(両津市、新潟市ほか)
至22日	愛知県知多郡東浦町議会より視察来町	
▼8月	同日	議員全員協議会
自1日	第一回全国町村議会議長研修会(於東京都千代田区平河町砂防会館)	
至2日	議会運営委員会	
▼9月	自7日	富山県町村議会議長会自治功労者表彰式及び臨時総会(於富山市丸の内会館)
至15日	議員全員協議会	
▼10月	自22日	議会運営委員会
至25日	第二十三回入善町議会定例会	
▼11月	自27日	昭和五十一年産米備要求実現全国大会(於東京都日本武道館)

第二十二回

入善町議会臨時会

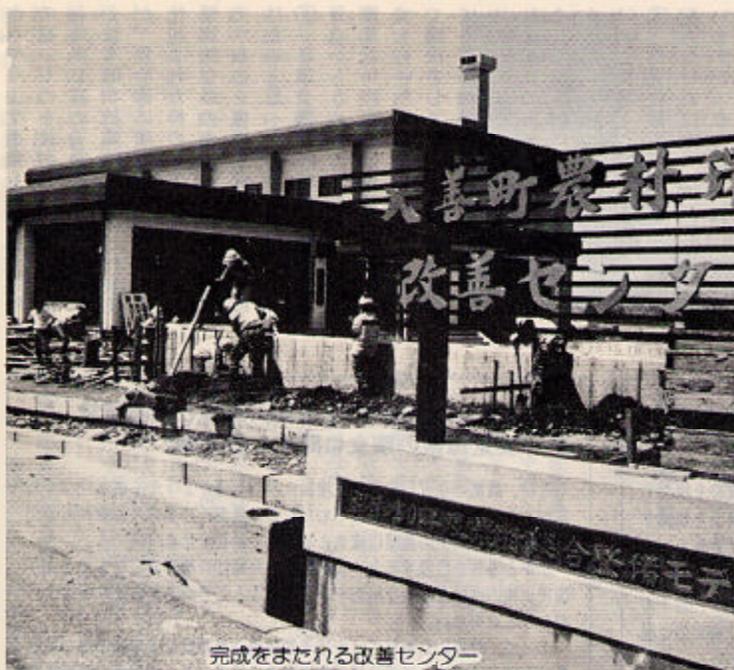
(昭和五十一年五月十三日)

(町長提案)

- ・承認第一号 専決事項承認について(専決処分第一号昭和五十年入善町一般会計補正予算第四号)
- ・承認第二号 専決事項承認について(専決処分第二号入善町税条例の一部を改正する条例)
- ・議案第三十六号 入善町都市公園

条例の一部改正について

- ・議案第三十七号 工事請負契約について(入善町農村環境改善センター建築本體工事)
- ・議案第三十八号 工事請負契約について(入善漁港改修工事)
- (以上承認案件二件議案三件は何れも原案通り可決されました)



完成をまたれる改善センター

第二十四回

入善町議会臨時会

(昭和五十一年七月二十六日)

(町長提案)

- ・議案第四十四号 工事請負契約について(上原保育所改築工事)
- (原案可決)
- (請願陳情)
- ・請願第二十一号 ないし請願第二十二号及び陳情第十号 左近橋架け替えに関する請願ほか二件
- 第二十三回定例会に於て常任委

員会付託閉会中の審査の結果何れも委員会審査報告のとおり採択されました。

(議員提案)

- ・新川広域圏事務組合議会議員(補欠)選挙について
- 長島議員の辞職に伴って補欠選挙の結果上野幸一議員が当選されました。

議会用語

請願権

【請願の採択・不採択】

議会が受理した請願を審査し、それを採択するか、不採択とするかは、議会の自由な判断によって行うのが建前である。採択とは、その内容を妥当なものとして受け入れることである。採択によって直接的な効果を発生するものではないのである。

【請願の採択基準】

請願を採択するにあたっては、次のような判断基準によるのが妥当であろう。

(一) 妥当性、請願の内容が妥当なものではないならぬ。このことは、請願の内容について、議会が賛同の意思を決定しうるに値する事項であり、かつ、もつともである。

る理由のあることである。

(二) 権限に属する事項、議会において処理する権限を有する事項でなければならぬ。このことは、いやしくも議会において採択する以上は、その請願事項の実現のために努力すべき道義的責任があり、住民の負担にこたえる責任があると考えられるからである。行政実例において、当該地方公共団体の権限外の事項については、不採択のほかないとする解釈がとられているのは、このような観点から判断されたものと思われる。

(三) 実現可能性、採択するには、請願事項が実現可能なものであることを要する。

実現可能性がないというものは請願の趣旨、目的、内容、現行制度および当該地方公共団体の行政の現状あるいは将来の見とおしなどを調査検討して判断するほかはないであろう。

編集後記



暑さ厳しき折柄、町民の皆さんいかがお過ごしですか。ここに「議会だより」一〇号をおとけいたします。

町民の皆さんと議会を結ぶ、そのかけ橋の役割をはたす、議会広報紙として視しみのあるものにしたいたいと思っておりますので、読後のご感想、ご意見がございましたらぜひお寄せください。

- 同日 山形県東村山郡山中町議会より視察来町
- 5日 富山県東部議会議長協議会総会(於魚津市役所)
- 7日 下新川郡議会議長会総会(於朝日町)
- 9日 新川広域圏関係市町議会議員体育「ソフトボール」大会(於入善町運動公園)
- 15日 富山県東部議会議長協議会県外施設視察(石川県金沢市内施設)
- 16日 栃木県那須郡西那須町議会より視察来町
- 20日 福島県耶麻郡磐梯町議会より視察来町
- 22日 産業建設常任委員会
- 同日 新潟県南蒲原町議会議長会(五町村)視察来町
- 26日 議員全員協議会
- 同日 第二十四回入善町議会臨時会